

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項に基づき、平成29年1月20日付けで発行した福祉手帳に係る交付決定のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、次のとおりである。

医師の判断や、自分で調べた該当条件からも、2級が適切とし、ここに異議を申し立てる。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 5 月 2 日	諮問
平成 29 年 6 月 19 日	審議（第 10 回第 4 部会）
平成 29 年 7 月 25 日	審議（第 11 回第 4 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法 45 条 2 項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨定めている。これを受けて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）は「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙 2 のように規定する。

また、別紙 2（法施行令 6 条 3 項）の表が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精

発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

そして、処分庁が上記判断を行うに当たっては、複数名の精神保健指定医による審査部会を設置し、その判定を踏まえることとされている（「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知））。

- (2) さらに、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされており、本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般をもとに、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容をもとにした判断に違法又は不当な点がないければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとはできない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

- (1) 機能障害について

ア 請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病 ICD カテゴリー（F33）」（別紙1・1）は、判定基準の「気分（感情）障害」に該当する。

「気分（感情）障害」による機能障害については、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これ

を持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴」の欄（別紙1・3）には、「〇〇生まれ 同胞2名中長子 運転手や工員として働いていた 未婚 平成24年発症 平成24年9月14日当院初診 現在通院中」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」の欄（別紙1・4）は、「抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分、その他（不眠））」に該当し、その具体的程度として「抑うつ状態は遷延化している。」との記載があり、検査所見は「特記するものなし」である（別紙1・5）。

以上の記載内容からすると、請求人は精神疾患を有し、機能障害の状態は、抑うつ状態に相当する病状が遷延化している旨の記載が認められる一方で、気分、意欲・行動及び思考の障害についての具体的な記述に乏しい。

また、病名欄のICDカテゴリーに記載されたF33は、「反復性うつ病性障害」に該当し、この障害は、軽症（F32.0）、中等症（F32.1）、または重症（F32.2とF32.3）のエピソードに特定されるうつ病のエピソードが反復するものであるが、本件診断書には、うつ状態の病相期を繰り返す頻度についての記載が見当たらず、病相期は持続しているものと考えられる。そして、おおむね過去2年間について、通院を継続しているところ、例えば入院を要するような著しい病状又は顕著な抑制等の記述が本件診断書には認められないこと、さらに、請求人の現在の病状・状態像で該当する思考・運動抑制、憂うつ気分及び不眠について、これらの症状が著しいものと考えられるような記述も本件診

断書に認められないことから、請求人の病状の程度が著しいものであるとまで認めることはできない。

ウ 以上から、請求人の機能障害の程度を、判定基準等に照らすと、その症状が著しいものとして、2級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に至っているとまで認めることは困難であり、3級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」に該当するものとして、障害等級3級と判定するのが相当である。

## (2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書の「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）は、8項目中3項目が「自発的にできるが、援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」と、5項目が「援助があればできる」とされ、「日常生活能力の程度」の欄（別紙1・6・(3)）は「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされている。

留意事項3・(6)には、日常生活能力の程度の記載により考えられる活動制限の状態を示す表があり、本件診断書の「日常生活能力の程度」の欄（別紙1・6・(3)）の記載のみを当該表に当てはめれば障害等級はおおむね2級程度の区分に該当し得るものである。

しかし、「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があって『必要な時には援助を受けなければできない』程度のものを言う」とされている（留意事項3・(6)）ところ、本件診断書においては、食事を除く保清、

金銭管理、危機対応に対応する「日常生活能力の判定」の3項目は、「自発的にできるが、援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」とされており（別紙1・6・(2)イ、ウ及びビカ）、日常生活に著しい制限を受けているものとは認め難い。

また、食事については「援助があればできる」とされ（別紙1・6・(2)ア）、その具体的程度、状態像として「食事等も不規則になりがち 友人の援助を時々受けている」（別紙1・7）との記述があるものの、請求人の生活環境は在宅（単身）で（別紙1・6・(1)）、生活保護以外の障害福祉等サービスの利用もなされていない（別紙1・8）ことからすれば、請求人は、友人の援助を時々受けながらではあるが、障害福祉等サービスを利用することなく、単身での在宅生活を維持しつつ通院治療を継続している状況にあると考えられる。

以上から、請求人の活動制限の程度についても、判定基準の2級程度に至っていると判定することは困難であり、おおむね3級程度に該当すると判定するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判断すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」である2級に至っているとまでは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり2級が適切と主張するが、前述（1・(2)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、提出

された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書に記載された請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級2級と判定すべき要素を欠いており、障害等級3級と判定するのが相当であることは上記2記載のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)